

子育て支援員研修制度に関する検討会  
専門研修ワーキングチーム（社会的養護）  
第4回議事録

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

子育て支援員研修制度に関する検討会  
第4回専門研修ワーキングチーム（社会的養護）  
議事次第

日時：平成26年11月17日（月）14:03～16:10

場所：経済産業省別館11館1107号各省庁共用会議室

1. 開 会

2. 議 事

- （1）子育て支援員専門研修（社会的養護）の科目・内容等について
- （2）子育て支援員専門研修（社会的養護）ガイドライン（案）について
- （3）子育て支援員専門研修（社会的養護）修了者の具体的な活用策について
- （4）その他

3. 閉 会

○新保座長 定刻を過ぎてしまって申しわけありません。ただいまから第4回「『子育て支援員研修制度に関する検討会』専門研修ワーキングチーム（社会的養護）」を開催いたします。

構成員の皆様方には、大変御多忙のところ御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

議事に入ります前に、事務局より資料の確認と構成員の出席に関する報告をさせていただきたいと思います。お願いします

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 それでは、お手元の資料を確認させていただきます。

最初に、議事次第がございます。

資料1 「第3回専門研修ワーキングチーム（社会的養護）での主な意見と論点等」

資料2 「社会的養護における子育て支援員研修制度のイメージ（案）」

資料3 「子育て支援員専門研修（社会的養護）の科目・内容（素案）および見直し」

資料4 「子育て支援員専門研修（社会的養護）都道府県認定研修ガイドライン（素案）の概要」

資料5 「子育て支援員研修と養育里親研修について（案）」

参考資料1 「第3回子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会」資料（抜粋）

以上、お手元にごございますでしょうか。

次に、構成員の出席状況でございますけれども、本日は薬師寺座長代理、山本構成員、小木曾構成員が所用により御欠席という御連絡をいただいております。

湯澤構成員につきましては、御欠席という御連絡はいただいておりますので、少しおくれて御到着されるのではないかと思います。以上、よろしく願いいたします。

○新保座長 今のところ4人ですが、全体が8人のところの4人ですね。これは大丈夫ですか。

○大隈家庭福祉課長 大丈夫です。○新保座長 おいでいただいたら大丈夫ですか。

○大隈家庭福祉課長 定足数は特に定めていないので。

○新保座長 特に定めていないのですか。わかりました。

では、大事なことですので、早速、時間を無駄にしないように先に入りたいと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日は、研修科目・内容について、本ワーキングチーム（案）としてまとめていきたいと思っております。

次に、ガイドラインについても、研修科目・内容として示すべき内容や特段の配慮すべき点を検討させていただきたいと思っております。

最後に、今まで御議論いただいた研修修了者の具体的な活用策について、検討を行いたいと思っております。

初めに、前回お願いしておりました団体から聴取した御意見について、事務局のほうから説明していただいた上で、さらに議題1の研修科目・内容について、事務局から御説明

をいただきたいと思います。

お願いします。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 御説明をさせていただきます。

まず、口頭になりますが、各団体から御意見をいただきましたので、御報告いたします。

全国児童養護施設協議会、全国乳児福祉協議会、全国母子生活支援施設協議会の各会長様に説明の上、御意見をお伺いいたしました。

皆様、社会的養護の理解を促進し、支援人材の確保につながる本研修制度の創設については、歓迎しているということでございます。

ただ、この子育て支援員研修制度というものが、あたかも「子育て支援員」という資格が新たに創設されたかのように誤解されやすいのではないかとと思われるので、わかりやすい説明が必要ではないかと思うということでございました。

構成員の先生からも御意見があったと思いますが、養育支援訪問事業など子育て支援に関する事業に社会的養護コースの修了者が携わるようになりますと、施設との連携、里親の支援に対してよりスムーズになるのではないかという御意見がございました。

実習に関して、あるいは、カリキュラムとして学んでいただきたいものとして、守秘義務についてが最も重要と考える。その観点からすると、やはりお子さんに接していただくような形での実習の受け入れは少し厳しいのではないかという御意見もございました。

里親の支援者、ファミリーホームの養育補助者、小規模グループケアの養育補助者として今後の活用が期待できるのではないかという御意見。

カリキュラムについて、被措置児童等虐待、施設内虐待についてということも科目・内容で触れる必要があるのではないかという御意見もございました。

もう一つ、日本ファミリーホーム協議会にも御意見をお伺いしております。

ファミリーホーム制度にとっては、この研修制度というのはとても有用に思われるということでした。先ほども出ておりましたが、補助者の仕事の質や内容について、ばらつきがあるということがファミリーホーム協議会でも課題としてお考えになっているところがあるので、補助者の提供する支援の質の担保などに活用できるのではないかという御意見でした。

新規の里親へのキャリアアップということでこの研修を考えるのであれば、養育里親研修の一部を免除する、あるいは研修終了後、ファミリーホームの補助者として、勤務された方には、里親研修における施設研修の免除などを考えてはどうかという御意見。

科目・内容等について「社会的養護の理解」という科目がございましたけれども、そこに家庭養護の特質の理解といった項目も含めてはどうか。

研修場所としてファミリーホームを活用してもらおうということも考えられるのではないかと、ただし、数あるファミリーホームの中には受入が難しいと考えられる方もいらっしゃるかもしれないけれども、というような御意見。これは全体の統一意見というわけではないけれどもという断りがついてございましたが、そのような御意見もいただきました。

団体からの御意見としては、以上でございます。

○新保座長 ありがとうございます。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 続けて資料を説明させていただいてよろしいですか。

○新保座長 よろしいですか。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 御指示いただいておりますように、団体の御意見は以上のようなことでございましたけれども、前回、御検討いただきました意見をまとめたものが資料1にございますので、そちらをごらんください。

前回も活発に御議論いただきました御意見について、まとめてございます。

まず、資料1の1ページ目をごらんください。イメージ図につきましての御意見をいただいております。

修正してわかりやすい、よい図にしていきたいと思いますということで御意見をいただきました。まず、専門性の確保という観点から、誤解を避けるために、社会的養護の支援者として、職員として勤務するためには資格要件がしっかりあるのだということがわかるように明示してはどうかという御意見。

キャリアアップのことを強調しておりましたけれども、そうではなく補助者として補助的業務にしっかり従事してサポートしていこうとお考えの支援者の方もいらっしゃるということから、そのあたりをもう少し説明するような形にしてはどうかという御意見をいただきましたので、それは資料2のほうを修正しております。後で御説明いたします。

子育て支援員研修修了者自身の権利擁護についてということでも御意見をいただきました。

こちらは補助的業務を行うということでもありますので、子育て支援員研修修了者がカバーできる範囲を超えたあたりで過度な負担がかかる場合とか、スーパーバイズが受けられないようなことがないようにということを、どこかでカリキュラムの中に入れたほうがいいのか。あるいは補助的業務であっても、全体としてチームワークが必要だということも入れていく必要があるのではないかということでもございました。

こちらの論点・方向性としましては「子育て支援員研修修了者の権利擁護」と明確に明示したカリキュラムはございませんけれども、専門ワーキングチームの意見として集約しまして、子育て支援員研修修了者が理解しておくべき基本的な内容として、検討会のほうに御意見をお返しするというように考えてはどうかとさせていただきます。

次に、2ページ目をごらんください。「研修対象者について」の御意見がさまざま出ておりました。

2段に分けておりますけれども、前半は、大学生ですとか、専門職員の方ですとか、新たな里親の人材確保ですとか、母子生活支援施設に入所中の方ですとか、そういう方々に研修の対象とすることについての考え方でございました。

現在、本体のほうの子育て支援員研修全体に対象者をどのように示しているかというのは、参考資料につけております考え方に整理された範囲でございますので、特に詳細な規

定を設けているわけではございませんが、専門ワーキングチームの意見として検討会にも報告するということと、

必要に応じてガイドラインの活用モデルなどにそのことを提示してはどうかということで、論点・方向性をまとめております。

研修対象者の後半は、高校・大学生の受講についての御意見でございます。こちらは御意見がさまざまございましたけれども、現時点の検討会での子育て支援員研修制度におきまして、受講対象者の年齢はこうではなければならないという規定はございませんので、ワーキングチームとして研修受講を可能とすべきかどうか、特段の配慮などがあれば活用策の配慮事項としてガイドライン等に記載するという事柄でどうかと、論点・方向性をまとめております。

続きまして、3ページ目をごらんください。こちらはカリキュラムに関してもっとも御議論をいただきました「実習について」でございます。

いろいろいただいた意見を書いておりますけれども、御議論の最終的な方向性としては、C案の「映像による社会的養護の現場の理解」を約30分と、グループワークによる演習の90分の合計120分という意見で方向性が見えてきていたのではないかとということで書かせていただいております。

4ページ目をごらんください。その他の御意見としましては、活用策として、例えば研修をポイント制にして、あわせて里親研修の免除を図るとか、ファミリーホームについて活用できるようにということでしたが、これは先ほどのファミリーホームの団体の方々からも活用していけるのではないかと御期待のお話もございましたけれども、同じような御意見です。

ガイドラインの講師要件につきましては、例示といたしまして児童養護施設や乳児院の長としておりましたけれども、母子生活支援施設、その他の施設も含めて幅広く職員が講師になり得るのではないかと御意見をいただいております。このあたりはまだ御議論がそこまでたどり着いておりませんでしたので、引き続き検討が必要ではないかと論点・方向性としてはまとめております。

資料1につきましては、前回いただきました御意見と方向性をまとめておきまして、少し長くなりますけれども、資料2、3も資料の説明だけさせていただきます。

資料2のほうは、先ほどありましたような意見を踏まえまして修正をさらに加えております。

1点目は上の長四角の赤字のところです。「社会的養護への入口」の後、「社会的養護の基本的知識等をもつ人材層の充実」ということで、社会的養護への入り口ということを示す内容について少し補足させていただいております。

右の緑色の字のところの子育て支援員研修のイメージを示した部分ですけれども、子育て支援員専門研修（社会的養護）修了者の枠の中に、活用例としてファミリーホームの養育補助者、里親あるいは施設等のボランティアなどという活用例を書きました。

その上の「資格取得・経験年数・指定された研修受講等」ということがあって初めて里親になる、あるいは職員として勤務することができるということを示すということで、法令による規定があるということ、吹き出しの形でつけ足しております。

こちらの修正はそのぐらいのところでは。

カリキュラムについては資料3になります。資料3につきましては、1枚おめくりいただきまして1ページ目、2ページ目です。

前回まで修正した部分の赤字のところは、もう溶け込みにしておりますので黒字に変えておりますけれども、前回初めていただきました御意見につきまして、赤字で修正部分をつけ加えました。

2ページの「参考」となっておりますのは、本体の基本研修のほうの子ども虐待と社会的養護の科目の内容の現時点での案でございます。本体の基本研修と専門研修の子ども虐待と社会的養護の内容について、すり合わせて整理しておく必要があるという御意見でしたので、参考にできるように、あわせて見られる形で資料をつくっております。

3ページ目、4ページ目をごらんいただきますと、4ページの「(7) 支援技術」のところに少し追加修正を加えております。

最後に、5ページ、6ページを開いていただきますと、5ページの「(8) 緊急時の対応」のところに「⑤加害者対応について」ということをつけ加えるということと、6ページの「4. 実習」に関しましては、先ほど申し上げたように、御議論の末、おおむね固まってきたと考えるのがC案ということで、C案を赤字にしております。

最後、7ページですけれども、科目・時間数を一覧にして比較していただけるような形にしております。

現時点での御意見を踏まえた資料について、説明させていただきました。

以上です。

○新保座長 ありがとうございます。

事務局から前回の御意見を整理していただくということと、各協議会の長の方々からの御意見をいただくということなどをしていただいたようです。

皆さん方からの御質問、追加の意見、確認などをまずしていただければと思います。いかがでしょうか。

1つ、私から。ファミリーホーム協会からファミリーホームでも実習を受けてもよろしいという意見があったようですが、これは積極的な御意見ですか。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 積極的にそういう形で受けていくことがよいという御意見なのですが、ただ、協議会全体に諮ったわけではないので、難しいとおっしゃるところもあるだろうという「ただし書き」がついておりました。

○新保座長 そうですね。多分そんなに簡単ではないかなという感じは感覚として持っていたので、随分積極的なのだなというのをまず感じました。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 恐らく養育補助者としての研修の必要性とか、そうい

うことに絡めての御意見だったので、養育補助者として働いていただくことを想定して研修を実施していくのであれば、その実習先として積極的に考えていく意義があるとお考えだなと思います。ですが、どこのファミリーホームも全て受け入れられるというわけではないということです。

○新保座長 もう一つ、その関連だと思うのですが、秘密保持との関係で子どもとかかわることは厳しい、秘密保持について、この研修で扱うことになっているから、子どもにかかわるような実習をしていただくことは難しいという御説明があったように思うのですが、これは「守秘義務」とおっしゃっていましたが、守秘義務について学ぶのであるならば、子どもとかかわる状況に入っていて、守秘義務について学んでいただくということも意味があるのかもしれないけれども、私たちが言っている「守秘義務」というのは、秘密を守ることが義務ですよということを知っていただくということですよ。

先ほどおっしゃった守秘義務というのは、どうやら現在の施設側がお持ちになるところの秘密保持義務についておっしゃっているのかなと聞こえたのですが、同じ「守秘義務」でも誰が持つのか。つまり、実習に入るに当たっての守秘義務のことが扱われているような気がしたのですが。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 ちょっと説明をはしょってしまったのでわかりにくくなったと思うのですが、御意見としては、子育て支援員研修において、補助的な業務に携わる方がまず学んでほしいのは守秘義務に関することだという御意見だったのです。ですから、カリキュラムでしっかり守秘義務を学んでいただきたいとのことでした。

○新保座長 そこは一致しているということですね。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 はい。それに加えて、では、改めて実習ということについてどうですかとお尋ねしました。そういう研修を受けていたとしても、子育て支援員の補助的業務のための研修を受けた方が直ちに施設に来ることについては、対応をどんな形でさせていただくかという職員の問題とか、守秘義務のことだけではなくてさまざまな問題からだと思いますけれども、直ちに「はい受けます」とはなかなか言いにくいということでした。

○新保座長 わかりました。ありがとうございます。

どうぞ、どなたか。

○佐野構成員 また後で話し合いに乗ってくることもわからないのですけれども、このイメージ図ですね。

○新保座長 資料2のイメージ図ですね。

○佐野構成員 はい。資料2のイメージ図です。

オレンジの部分をぱっと見たときに、基礎研修を終えて専門研修を修了しても、里親施設等のボランティアとやれることが下がってしまうようなイメージを持ちました。

資料4等を見て、活用のところで後で議論するのかなと思ったものですから、またそこでお話し合いをさせていただければと思います。



○新保座長 どう書いたらいいかのイメージがおありのようでしたら、少しお話しただいていいですか。

○佐野構成員 はい。

○新保座長 まず、私の第一印象を申し上げますね。

「里親・施設等のボランティア」と表記してあります。多分ないだろうと思うのですが、里親のボランティア、もしくは里親がそもそもボランティアなのではないかという印象をこの図から持たれる方がいるかなと思うので、それは避けたほうがいいかなと感じました。

「里親・施設等のボランティア」という言葉から、里親がボランティアであるということだけが表に出てしまうということはよくないことだなと思いました。

次に「施設等のボランティア」といった場合には、施設等の補助職員ではなくてボランティアという意識で、わざわざそれを書くのかなというのも多分通じるところがあるのかなと思いますが、私もそのように感じました。

つけ加えるところがあったらどうぞ。

○佐野構成員 里親についてなのですが、私は養育援助者というイメージを持っておりません。なので、里親の養育している社会的養護を必要とする里子に対する理解というところで、専門研修を受けた人が里子の養育援助者になるというイメージを持っておりませんでしたので「ボランティア」という表記だと、誰でもできる簡単なイメージを持ってしまいます。

○新保座長 ありがとうございます。

この件についてほかに何かありますか。

○坂本構成員 今までの部分でですか。

○新保座長 今のこの図について、とりあえずオレンジ色のところはいかがですか。

○坂本構成員 今、おっしゃったような感じは持ちます。

○新保座長 同じような感想ですか。

○坂本構成員 そうですね。これは有償なのですけれども、やはり養育補助者までは行かない方も必要というか、だから「養育援助者」というような言葉で、ボランティアというのはいかにも無償だという印象が強いのではないかなと思っております。

もう一つ、活用例のところでもちょっと具体的に言葉が思いつかないのですが、大学生なども含めて、次に上がっていくものとしてこの制度を活用してもらいたいというのが出たと思うのですね。そういうのもうまい言葉で表現できるといいのかもわかりませんが、活用のところでまたお話が出るのですね。

○新保座長 出ますけれども、後になりますね。

○坂本構成員 この図に関しては、とてもわかりやすくまとまっていて、特に基礎的知識を持つ人材層の充実ということですから、この「人材層」というところが、この活用例のところにもその次の人材も含めて層を厚くしていくイメージがちょっとないかなという感じですか。

○新保座長 「人材層の充実」という目的のためにやるということが明確にわかるから、

よろしいだろうという。

○坂本構成員 赤字で最初の入り口から「人材層の充実」というのをつけ加えてくださったのはいいのですけれども、そういうイメージが活用例の下のオレンジ色のところでも何か言葉として出ないかなと。ちょっと思いつきませんが。

○新保座長 そうですね。では、それはこれから知恵を出し合いましょう。

芹澤委員。

○芹澤構成員 大丈夫です。

○新保座長 いいですか。

専門官に確認ですけれども、これをボランティアに限定したいという理由は何かあるのですか。養育補助者のところに「施設等における養育補助者」とは書かないで、施設に関してはボランティアだけを書いてあるような気がするのですけれども、これは余り意図はしていなかった。たまたまこういう記述になっているということではよろしいですか。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 そうですね。活用例の中にいろいろ御意見をいただいたと思うのですね。養育補助者として位置づけるのではなくて、周辺の地域に理解のある方がいらっしゃって、協力者になっていただくという場合もあるというようなことですか幅広に御意見があったので、幅広にわかるようにと思って、あえて養育補助者あるいは養育援助者として位置づけられている方ではなくて、周辺の地域にいらっしゃる社会的養護を理解した方というような形の方もいらっしゃるということを表現しようとしたのですけれども、かえってややこしくなるようであれば、研修を修了した人ということでもう少し養育補助者のところに焦点づけたほうがいいのかもかもしれません。

御意見をいただいた意図が、要するに、ステップアップばかりではなくて、そこにとどまる人、業務としてキャリアアップを狙っている人ばかりではないと。そこにいて自分のできる範囲でサポートし続けたいと思う方もいらっしゃるというような御意見だったので、かえって業務ではなくて、これを学んだことを生かしてボランティアとして働きたいという方も含んでいるということをおっしゃりたいという意図かと思ったので、ちょっと幅広に書いてしまったのですね。そこがちょっとわかりにくかったかもしれません。

○新保座長 趣旨はよろしいですか。

○佐野構成員 はい。趣旨は理解しました。でも「ボランティア」というよりは「主たる支援者」のほうがいいかなと。

○新保座長 そうなると、もし「養育支援者」と書くとするならば、「養育補助者」と「養育支援者」はどう違いますか。同じ図の中に「養育補助者」という言葉と「養育支援者」という言葉を使うとするならば、明確になっていないといけないかなと思うのです。

○坂本構成員 多分このファミリーホームとか里親とかにかかわっている人は、養育補助者と養育支援者とは違うのだということがあって。というのは、養育補助者というのは、制度上、ファミリーホームの支援をしている雇用関係にある人の名称ですので、わかるのですが。

- 新保座長 その外側の人のことを「養育支援者」と我々は呼ぶと。
  - 坂本構成員 呼ぶというイメージで使い分け切る人は少ないかもしれないということです。
  - 新保座長 児童養護施設とか母子生活支援施設とかで補助職員としてお入りいただく人のことを何と呼びますか。
  - 坂本構成員 補助職員かな。
  - 芹澤構成員 施設によって違うと思いますが、わかりやすいのはやはり「補助職員」とか。
  - 新保座長 補助職員。
  - 芹澤構成員 職員を補助する仕事という考え方のほうがわかりやすいのかなと。
  - 新保座長 そうすると、使い方としてファミリーホームは「養育補助者」、これはもう制度上決まっているから。社会的養護のいわゆる医療施設系と言われるものでは「補助職員」、里親に関しては「養育支援者」。
  - 佐野構成員 明確に分けるのであれば、里親は「養育援助者」。
  - 新保座長 養育援助者。
  - 佐野構成員 はい。今は里親もしくは保育士であるとか、児童相談所、児童養護に関係する人が養育援助者登録をして里親の養育を援助しています。ですので、この研修を受けた方で、名称をはっきり分けるということであれば「養育援助者」ではないかと思います。
  - 坂本構成員 制度ですかね。違いますね。
  - 新保座長 静岡の制度。
  - 坂本構成員 静岡市の制度ですね。
  - 新保座長 3つ入るとわからなくなるので、できれば共通用語があるといいかなと。
  - 鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 それがありません。「養育補助者」というのはファミリーホームの中に規定されているので、おっしゃるとおりなのですね。
- 第1回のときにエクセルシートで、ファミリーホームと小規模のグループケアだけを取り上げていて、それはちょっと限定し過ぎということだったので、第2回に修正したときに養育補助と一般補助という形に変えたのです。今回、ここで表現したかったのは、補助的職員でも職員として施設あるいはファミリーホームの中において補助的業務をなさっている方と、施設あるいは里親の中ではなくて、地域において養育援助者として援助していただく方という方も含めて、この研修の修了者が活用されるというような御意見がありましたので、そこをあらわしたいと思ったのですけれども、そこを代表的にあらわす定まった言葉がないので、何らかの形で表現して、この示している内容はこうですと説明書きをつけるようなことが必要なのかもしれないと思いました。
- 新保座長 ありがとうございます。そうすると、今、とどまる人たちとおっしゃったのは、社会的養護分野全体のボランティアのイメージですか。施設のボランティア、里親にかかわるボランティア、地域社会でそれらにかかわる人という意味合いですか。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 いただいた御意見ではそのような意味があったのではないかと思います。あるいは先ほど出ていた養育支援訪問事業というような、子育て支援事業の中でも、この研修を修了してその業務につかれる。もちろん必要な研修も受けて、プラス社会的養護のコースも受けて、実際にそういう事業につかれる方というのも、社会的養護の中ではないのですけれども、支援者にはなるとは思うので、確定した業務がないだけに幅広くあらわす言葉が必要なのではないかと思います。

○新保座長 資料4の「基本的考え方」のところをごらんいただいていますか。これは事務局で御用意いただいたものですが「本ガイドラインは」で書き始めていますが、子育て支援員とは何をする人なのかということを書くに短く書いてあると思うのです。

2行目の後半部分に「社会的養護の補助的な支援者として従事する上で」と書いてあります。これは何か制度上の用語としてある言葉ですよ。多分、子育て支援員の制度をつくらうといったときに、そのうちの社会的養護分野で考える第一優先順位のものというのはこのところであると表現しているのかなと思うのですが、これは違いますか。

最初にこの子育て支援に何をするのかといったときに、子育て支援員の社会的養護分野の研修を受けた人は、第一義的には社会的養護の補助的な支援者として従事することが求められる。求められるというか、制度上はそれを期待している。実際にやるか、やらないかは別として、制度上はまずそれを期待している。つまり補助的な支援者である。

次に、前々回あたりに出た御意見からいうと、その外側の領域、密接に関連するのだけれども、補助的な支援者とまでいかなくて、もう少しボランティア的な活動をしていただくという人がいるのではないか。その人たちもこの研修を受けていただくことによって、ボランティアとして活躍していただけるのではないだろうかという御意見が出たから、2段階構えで考えているという考え方でよろしいですか。

先ほどからファミリーホームの場合には「養育補助者」と言ったり、里親の場合には「養育支援者」と言ったり、施設の場合には「補助職員」と言ったりするということで言葉が少しずつ違うのですが、その共通用語として「補助的な支援者」とここに書いてある言葉を使ってはいかがでしょうかという御提案です。これがまず1点です。

その上で、この領域の福祉人材確保策という喫緊の課題に回答するためには、どうしても私たちが急がなければいけないのはどうやらファミリーホームのところでありそうだとすることが少しずつわかってきました。だから、この部分については、もしかしたら特出ししてもいいのかもしれない。大枠として先ほどの補助的な支援者なのだけれども、ファミリーホームについては、物すごく不足し、将来的に伸ばすということが社会的に求められているので、そこの養育補助者については、特出しして明記してもいいかなという気はします。

済みません、わかりにくいかな。どうでしょうか。何と書くのかは実は結構微妙なところがあると思うので、もう少し。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 最初に想定していたのは、ファミリーホームの養育補

助者と、小規模化したときの施設の補助職員については規定されています。ただ、研修は必須ではない。補助的業務として明確に記載されているのはその2つなのです。

研修は必須ではないということでは、この研修を修了した方が、イコール、その2つの領域でしか働けないというわけではなく、幅広く活用される可能性があるということで、活用策としていろいろ御議論をいただいていたということがありましたので、それを含めて考えると、余り限定するのではなく、幅広く意見をいただいたところを集約した表現をする必要があるのではないかと考えました。一言で言えばおっしゃるように「社会的養護の補助的な支援者」なのですが。

○新保座長 そうなのですから「社会的養護の補助的な支援者」の中には、今おっしゃられたファミリーホームと小規模のところの補助者の両方が入るということは、当然、そうですね。それ以外に、現在、オレンジ色で書いてあるものの中では、児童養護施設や母子生活支援施設における補助的業務を行う職員、先ほどの言葉で言うと「補助職員」というものに該当する概念がないかなと思うのです。

というのは、養育補助者というのはファミリーホームに限定されている。下のほうは「ボランティア」という言葉に規定されている。外枠が定められていますので、ですから、小規模なところは除く施設で補助的な業務につく職員についての規定はないのです。だけれども、今までの議論の中では、当然、それが入っているものだろうと思っていたのですが、それは入っているとみなしていいですか。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 入っていると思うので、表現するときに、これが表現として妥当ではなかったという御意見なのですけれども、どうあらわすか規定されていない分「ボランティア」という表現にしたのです。

○新保座長 どうやら我々の感覚として距離がありそうなので、このオレンジ色の中の活用例についてはもう少し後で議論しましょう。多分、考えていることはそんなに離れていないように思います。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 表現の仕方として検討させていただきたいと思います。

○新保座長 お願いします。済みません、ちょっと時間をとってしまいました。

ほかに何かお気づきの点はございますか。

もしないようでしたら、打ち合わせのときにやるべきことなのかもしれませんが、私もちょっと事務局と確認したいのですが、小規模化とかファミリーホームの整備促進に伴って、何人ぐらいの人を養成しなければいけないのかという試算は既に出ているのでしょうか。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 職員の方ではなく補助者の方ですか。

○新保座長 はい。補助職員、つまり子育て支援員の研修制度によって養成が必要な人数。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 ありません。

○新保座長 今のところはない。何人ぐらいなのか。私、イメージがまだ上手に湧かないのです。だから、どのぐらい急いで養成しなければいけないのか。

- 大隈家庭福祉課長 一応、ごく粗い試算で、職員のほうなのですけれども、三千数百人。
- 鈴木家庭福祉課長補佐 3,700人。
- 大隈家庭福祉課長 3,700ですかね。
- 新保座長 3,700人必要。
- 大隈家庭福祉課長 ただ、いろいろな前提を置いた上で、今、そういう小規模化とか、財源の話も含めて前提がいろいろ動いたりしているので、必ずしも正確な数ではないですが、職員ベースでいうとそれぐらいなので。
- 新保座長 職員ベースで小規模化で3,700人。
- 大隈家庭福祉課長 3,700人ぐらいかと。そういう動きの中で補助的職員がどれぐらい必要かというのをはじいたものはないと思います。
- 新保座長 今のはファミリーホームとはまた別の話ですね。
- 鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 施設だけです。
- 新保座長 施設だけですね。ファミリーホームのほうはどうでしょうか。
- 鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 詳細にはじいたわけではないのですが、ファミリーホームをふやしたいとなったときに、養育者と補助者1人と考えると、ふやしたい数掛ける1が補助者として必ず必要ということになりますので、不足しているか、足りているかは別にして、ファミリーホームだけでいいますと、新たに必要となる養育補助者ということは想定できるのですが。
- 新保座長 ファミリーホームは将来は1,000カ所と書いてありますけれども、1,000人に近い人材。
- 鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 現在、218カ所ありますから、マイナス218です。
- 新保座長 782人ぐらい。そのぐらいのイメージはどうしても。将来的というのは5年ぐらいのイメージですか。
- 坂本構成員 10年。
- 新保座長 10年。
- 芹澤構成員 児童福祉法の将来像だと、一応、2029年ですよ。
- 新保座長 15年で782人、全国で。
- 鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 ファミリーホームを単純にふやすという計画に基づいて、同時に必要となる補助者の数として単純計算しますと。
- 芹澤構成員 済みません。今のことで質問よろしいですか。
- 新保座長 どうぞ。お願いします。
- 芹澤構成員 社会的養護の課題と将来像の職員配置というのは、今の最低基準における職員配置の増ということですよ。ということは、この子育て支援員の資格ではなしに、その上の資格の部分の職員が必要だということですよ。
- 鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 この補助職員は配置基準の人数とは関係ないです。
- 芹澤構成員 そうですよ。今、何かそこがごっちゃになっているような気がしたので。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 数がないので、今、答えられる数は職員の数でしかないという話をさせていただきました。

○芹澤構成員 はい。

○坂本構成員 補助部分は積算していませんけれども、それだけのものが必要ということはおわっているわけですから、積算しようと思えばできるということですよ。

○新保座長 この研修制度を考えるに当たり、何人ぐらいの人をどのぐらいの時期までに養成するのかというのを少しイメージしたいなというのは、何か議論していてそんな気がしますね。

○坂本構成員 多いですね。

○新保座長 大変なのは、補助職員が足りなくてファミリーホームの整備促進がうまくいかないということがもし起こったら、我々の役割としてそれはとても申しわけないことだなと思うのです。だから、少なくともそれだけはクリアしたいなと思います。

ここまでのところで何かありますか。

では、資料3はいかがでしょう。1ページと2ページは特に社会的養護だとか権利擁護のところについて、基本研修の科目・内容と関連づけながら見る必要があるのではないかとこの前回の御指摘がありましたので、事務局のほうで参考資料を2ページにつけていただいているようです。

ですから、基本研修をお受けいただいた上で、社会的養護分野の専門研修をお受けいただくということですから、重なるのであるならば削除したらいいし、基礎の上に乗せるのであるならば、そのように記載するということが必要かなと思います。

何かお気づきのことがありましたら、御発言をお願いいたします。

○芹澤構成員 基本的研修のところにも意見は言えるのですか。これも参考に見てという感じですか。

○新保座長 はい。ですけれども、我々のことを考えるために必要でしたら、どうぞ御発言ください。

○芹澤構成員 そもそも社会的養護に入れていただけたらいいかなと思うのですが、子ども虐待とその影響とかの部分、前にこちらで話したように、これではやはりDVとかの影響のところは全部ぼーんと抜けてしまうので、児童虐待やDVの影響とかのほうは私たちとしてはありがたいかなと思うのですが、全体のほうにもどこか「DV」という言葉が基本研修の中で盛り込まれるとありがたいかなと思うところです。

○新保座長 わかりました。もし入れるとするならば、これは発言することは可能ですね。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 傍聴していました範囲でいいますと、背景となる問題としてDVですとか、貧困ですとか、虐待とということは御意見が出ておりました。ですので、今、具体的な形では盛り込まれていないのですけれども、お話は出ていましたので、その確認をさせていただきます、入っていないようでしたら、ガイドラインなどに記載いただくように検討会へ意見を伝えるということはいかがでしょうか。

○新保座長 ありがとうございます。こうやって一つ一つ確認したらいいと思います。

○芹澤構成員 ありがとうございます。

○新保座長 ほかに何かありますか。

○芹澤構成員 どこまでのページですか。資料3全部ですか。

○新保座長 今、とりあえず1ページと2ページだけを見ていますが。

多分これは何か重なるところがありそうな気がしますけれども、今、この場でこの資料を皆で突き合わせてやってもすぐには整理できないと思うので、どうしましょう。少し私と専門官の間で整理させていただいてよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○新保座長 ここは少し整理したほうがよさそうな気がします。ただ、ここで全体でやるのは時間が無駄だと、時間は有意義にほかのことに使ったほうがいいかなと思いますので、次のページに行きたいと思います。

3～4ページにかけてはいかがでしょうか。

皆様方からの御発言に基づいて、かなり忠実に赤い文字で入れていただいているのかなという気がいたします。ただ、抜けているところがあるようでしたら、お知らせいただければと思います。

ないようでしたら、5ページ、6ページあたりはいかがでしょうか。

どうぞ。

○芹澤構成員 済みません、3ページなのですけれども、真ん中の「(4)家族との連携」のところで一番右の目的の③にペアレントトレーニングがあるのですが、ペアレントトレーニングは大事でこれでいいと思うのですが「ペアレントトレーニング」という表現がいいのか。「家族再構築支援」とかのほうが私はわかりやすくいいのかなと思うのですが。

○新保座長 家族再構築支援。「ペアレントトレーニング」という発言されたのはどなたでしたか。

○佐野構成員 私たちですね。

○新保座長 「家族再構築支援」という言葉に変えたらどうなりますか。再構築に焦点化をする。やり直しがまた必要になるのかもしれませんが、意見交換したほうがいいと思います。

○坂本構成員 この研修で保護者支援の中のペアレントトレーニングまでは、ちょっと難しいのかなという感じがしますが、ただ、やはり実家族と連携しながら再構築みたいなことをするのだということだけは知っていただかないといけないので、ともすると、そこがどうしてなのみたいな、特に里親さんに委託されている子どもの場合は、そういうことがないからでしょうみたいなところがまだまだあるかもわかりません。ですから、実際に理解するというよりも、やはり再構築の支援ということの意味を理解するということがまでかなという感じはします。

私がペアレントトレーニングと申し上げたのはむしろ支援技術のところ、4ページの



「②生活場面での関わり方」について、ペアレントトレーニングの基本などを尊重しながらというようなことで申し上げたということは、議事録を見ますと、もう再三言っているようです。

ただ「ペアレントトレーニング」という言葉がどこかでは出たほうがいいのかもわかりませんが、それはそういう手法があるということを理解ではなくて、知っておくという点ですが。

○新保座長 今回の基準ではいろいろなところに「理解する」と書いてありますけれども、知っておくという感じですか。

○坂本構成員 どうでしょうね。理解するということと知っておくというところの両方があると思うのです。例えば、国連のガイドラインについても私は申し上げましたけれども、やはり理解というのまではなかなかこの研修の中では難しい。でも、あるということを知っておくということは重要なこと。理解にも2段階あるので。

○新保座長 理解というのも多段階ありますよね。

○坂本構成員 何段階かのうちのものかなという気はします。この編集の中でそれをどこまでやるのかというのは、ガイドラインのほうに譲るのですかね。

○新保座長 我々の備忘としてまず書いておきましょうか。

○坂本構成員 そうですね。

○新保座長 ペアレントトレーニングについて、まず書く。4番目として、家族再構築でしたか。何とおっしゃいましたか。

○芹澤構成員 「家族再構築支援」です。

○新保座長 家族再構築支援について知るといえるか、理解する。

○芹澤構成員 別に私はこだわっているわけではない。

○新保座長 「ペアレントトレーニング」と置きかえて「家族再構築支援」とするのではなくて、④として「家族再構築支援について知る」とか「理解する」ぐらいでよろしいですか。とりあえずそう置かせてください。④として「家族再構築支援について理解する」。理解というのは少し難易度が高くなるような気がしますけれども「知る」というのもちょっと。「④家族再構築支援について学ぶ」と書いておいていただいていた方がいいでしょうか。どちらかを落として、どちらかを入れるという感じでもなさそうな気がします。

ただ、ガイドラインのほうに持っていったほうがよければ後でちょっと修正させていただきたいので、今、つけ加えた④と③との関係については、少し忘れないように記憶しておきましょう。お願いします。

○佐野構成員 済みません。

○新保座長 お願いします。

○佐野構成員 今の「家族再構築支援」というのは、保護者のほうで抱える困難があり、それでも家族を再構築させていく必要があるのだということを、学ぶということだと思いますけれども、この場合のペアレントトレーニングというのは、そのための保護者

に対するトレーニングですよね。とすると、今、坂本先生がおっしゃったように、そこまではちょっと深過ぎるということであるとしたら、家族再構築・家族再統合があるという理解でいいのではないのでしょうか。

○新保座長 ということがあると理解する。

○佐野構成員 そうですね。これを受ける方の側からすると、問題を抱える親元に子どもが戻っていくということ自体が信じがたいことだと思います。そこに戻していくことを目指すということをガイドラインに盛り込みつつ、学んでいくという。

○新保座長 では、ガイドラインに書くのか、ここに書くのかは別として、それはやるべきことであると。今のお話の中では「家族再構築」と「家族再統合」という2つの言葉を並べてお話しになりましたけれども、これは並べて置いておいたほうがいいですか。

○佐野構成員 どうでしょうか。児童虐待のほうだと「再構築」というよりは「家庭再統合」が私は使いなれた言葉なので。

○芹澤構成員 私たち母子生活支援施設は「再統合」というよりも「再構築」です。例えば、お父さんがいて一緒の家族が母子家庭になって、その家族をどう築いていくかということも含めてということがあると、家族の再構築、新たな家族の形をつくっていくというような形では、広い意味では「家族再構築」という。「再統合」は、おっしゃるように、親子が別れたのをくっつけるという意味しかなくなってしまうので、先ほど委員におっしゃっていただいたように、ペアレントトレーニングとこの用語はそういった広い意味で使えるような言葉にしておいたほうがいいかなと思ったので、こう書いてはどうかなという意味で言っていたとおりのので。

○佐野構成員 いいと思います。

○新保座長 「統合」も入れますか。「構築」だけでいいですか。

○佐野構成員 それでいいと思います。

○新保座長 では「構築」にしておきましょうか。

ここで(4)のところを横にずっと見ると、言葉の使い方で「家族」という言葉と「保護者」という言葉が出てくるのです。例えば内容のところかというと、①は「家族」、②は「保護者」、③も「保護者」という言葉があって、「家族」と「保護者」とが同じところと違うところがあって部分的に重なっているのかなと思うのですが、「家族」と言うと保護者を除く家族員を含むという意味合いで使っている。

○坂本構成員 2つ書き分けているのですかね。

○新保座長 「家族」と言ったときに、里親家庭でいうと、親権を持っている家族と一緒に暮らしている家族の両方があると思うのですが、そのどちらをこの「家族との連携」では言うのか。私の読んだときの感想は一緒に暮らしている家族ではなくて。

○坂本構成員 実家族ですね。

○新保座長 ええ。実家族のほうかなと思うので、だとするならば保護者とかなり重なってくるのかなと。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 明確に書き分けたわけではないのですが、いわゆる職員として直接支援をしているのではなく、補助的職員です。どのレベルで御家族と接するかというと幅広く接すると思うのです。おばあちゃん、おじいちゃんとも接するでしょう。そういう意味では、子どもさんを取り巻く家族というような意味合いと、支援する対象となったときには明確に保護者ということがあるのかなと思います。保護者とは明確な相談関係があって支援を行うことになってくると思うので、そこは限定されるのではないかと考えています。厳密に限定して書いたかということ、そこまでではないので御意見を伺い、必要な修正を加えたいと思います。

○新保座長 多分そうですね。私も読んでいて今まで余り意識して読まないでも通じてしまっていたのですが、気にし始めると結構気になる言葉かもしれないなと思います。私たちの手から離れるとこの言葉だけがひとり歩きをするので、そろそろ文字、言葉にも気をつけていかなければいけないかなと感じました。

○坂本構成員 よろしいでしょうか。

○新保座長 お願いします。

○坂本構成員 やはり使う言葉として統一するならば、「保護者」というとやはり保護者。教育分野とかいろいろな、多分、私が関係していたところでは予防接種法なども「保護者」になっていて、法的に「保護者」と書いてあるものは多いわけですが、社会的養護の中でいえば、おじいちゃん、おばあちゃんとかも含めた「実家族システム」と言ったりもするので、そういう家族システムというか、子どもにとっておじいちゃんやおばあちゃんや、いろいろな家族の方を含めたものとの連携とか、再統合とか、再構築とかいう意味だろうと思いますので「保護者」より「家族」のほうが一般的に使われている。

○新保座長 そうすると、(4)の中にある「保護者」という言葉は4カ所ありますが、これは全部「家族」に置きかえて問題ないですか。具体的に言うと、内容の「②支援を必要とする家族との連携」「③家族支援の実際」、目的の「②家族の抱える困難を理解する」「③ペアレントトレーニングなどの家族支援の実際を理解する」と全部「家族」に置きかえることで何も問題がないかどうか。

もう少し言うと上のほうもそうですね。(3)の内容の④に「保護者」という言葉があります。ここを「家族からの分離を体験した子どもの理解」。確かに保護者だけではないのです。

右側の目的の「③保護者からの分離を体験した子どもの特性や愛着障害について理解する」、これは「保護者」を「家族」に変えることができるかどうか。このあたりは問題ないのかもしれませんが。

もう少し言うと、前のほう、1ページにもありますね。1.の「(2)子ども等の権利擁護」の内容のところ、前回、私たちがつけ加えたものです。「①子ども・保護者の最善の利益」「②子ども・保護者の意見表明」という言葉がありますが、ここの①を「子ども・家族の最善の利益」、②を「子ども・家族の意見表明」と変えて何も問題ないかどうか。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 1 ページ目は基本的に支援の対象となる、例えばDVですとか、母子生活支援施設、ひとり親家庭の支援の対象となっている保護者を含めた最善の利益を考えるべきという御意見を踏まえてしておりますので、家族という意味ではないと思っています。

○新保座長 ここは「保護者」に限定されると。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 ここは意識して書いています。先ほどの3ページのほうは感覚的な分け方なので、全部を「家族」に置きかえることは違和感を覚えるのですけれども、「①家族との連携」というのは大きく家族、先ほどおっしゃっていただいたシステム全体、子どもが含まれる全体を指すと思っていますのですけれども、「②支援を必要とする保護者との連携」というのは、例えば虐待をした保護者であっても支援、連携していくという意味がありますので、やや限定的にイメージしながら書いています。

○新保座長 例えば、虐待を受けた御家族の中で直接対象となるのは長女であった。けれども、もう一人、次女がいた場合に、その次女というのは保護者ではないけれども家族ですね。その家族である次女というのは支援の対象者であると思いますが、現在の記述でいうと保護者だけが支援を必要とする対象として書いてあって、御本人である長女と保護者である親を除く他の家族構成員というものが含まれていないように感じるのです。実際に児童虐待の死亡事例などの検証などを見ていると、同居家族の中で別の子どもだとか、もう一方の親だとか、おじいちゃん、おばあちゃんとかが出てきて、それらの人との支援の連携とかいうのはとても大事なかなと感じるのです。

「支援を必要とする保護者との連携」というのは、特に保護者について言うというのは確かにあるのかもしれない。痛しかゆしでいろいろな表現が可能なのかなと思います。もう少し意見をお出しいただけませんか。

一般的には今まで私たちはこの「保護者」で通ってきていると思うのです。何も問題がないといえば、すーっと通せばいいのかなと思うのですけれども、さっきのペアレントトレーニングでいくと、家族再統合とか再構築とかという話を聞いてくると、だんだん「家族」と「保護者」の言葉が近くに書いてあって、どこが同じでどこが違うのかなということが気になり始めたというところなんです。

どうぞ、お願いします。

○佐野構成員 厚労省のほうからいただいているものについては、里親の養育認定前研修では「実親支援」であるとか「実親との連携」という使い方をしていますね。

○新保座長 「保護者」ではなくて「実親」という表現ですね。

○佐野構成員 はい。

○坂本構成員 実家族。

○新保座長 実家族という言葉もありますね。

○坂本構成員 「保護者」というとやはり法律的な用語で使われているところがさまざまあります。「親権者」「保護者」「監護者」、そういう形で使い分けられているような幾

つかのものの法的な言葉というイメージが強いですね。

○新保座長 児童福祉法では「保護者」という言葉を使うことが一般的だと思うのですが、それでここに出ているのだろうと思います。

○坂本構成員 やはり「実」までつけるかどうかは別として「家族」という一つの仕組みというのですか、そちらのほうがわかりやすいように思いますけれども、この辺は法的なものもありますので、少し検討して統一できるか、統一できないか、書き分けるかというところでしょうか。

○新保座長 別の言葉を使うなら書き分けることを意識的にすることが必要だと思うのですね。可能な限り書き分ける。つまり、例えば先ほどの1ページの1.の(2)ですか、これは「子ども・保護者」で書くと決めるのであるならば、もう決める。3ページの(4)のところをどうするか。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 例えば「家族との連携」といったときに、今、御指摘いただきましたような御きょうだいですとか、多くの問題を含めた全体の支援ということは必要だと思うし、重要なことだと思います。でも、それらを全て理解をするというのは専門職員であってもなかなか難しいことだと思うのです。ですから、それらの全体の中の特に家族全体として連携をすることが必要なのですよということ。

○新保座長 それは①に書くということですね。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 ①ですね。その対象となっている、例えば障害があるとか、DVを受けた保護者であるとか、あるいはDVの加害者であるとか、貧困の状況にあるということ、そのことについての理解ですとか、保護者支援としての支援の対象となる方にどのような支援方法があるか、どのような考え方で支援を行っているかということや学ぶというような限定したものとしてピックアップしている感覚なのです。

○新保座長 家族の中でピックアップされたのが保護者として出てきたと。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 明確に意識していたわけではないのですが、御意見をお伺いして使った意図は恐らくそういうことだと思ったので、全般に「家族」としてしまうと焦点が絞れなくて、専門職でもなかなか全体を理解するのが難しくなるか、あるいはぼやけてしまって、何を学んでいるのか教える側が教えにくくなるというようなことにもならないかと懸念されます。

○新保座長 当然それはありますね。そうすると、科目名の「家族との連携」の「家族」というのは、家族全体との連携の概略を意識して科目名はつけた。

だけれども、内容の②のところに入ってどこに焦点を合わせるかということ、保護者との連携に焦点を合わせる。「③保護者支援の実際」についても考える。ここでは兄弟支援だとか親族との関係については、とりあえず今回の研修の範囲の外側に置く。

それを前提に目的のところでは、子どもの自立の過程において必要な家族と子どもとの関係について、まず大枠を理解した上で、次に保護者に焦点を合わせて「保護者の抱える困難」について理解する。障害であったり、DVであったり、貧困であったりする。次に、

内容として「ペアレントトレーニングなどの保護者支援の実際を理解する」。④として家族再構築について理解するというようなことが目的として入る。

だから、内容のところの「保護者」という言葉は意識的に「保護者」として書き分けていると説明できるのではないかということで、今の説明を受ければそのとおりだなと、そういう考え方が成り立つなと思います。

ということは、同じようにその上の「2. 対象者の理解」の「(3) 社会的養護を必要とする子どもの理解」の中の④にある「保護者」も同じ意味でしょうし、目的のところにある③の「保護者」も同じような意味で説明できるかなと思います。書き分けていると。家族の中の保護者に焦点化をするというのが、この子育て支援における専門研修が目指す内容であると理解するということですね。

少し細か過ぎましたか。大丈夫ですか。もし何かあったら。

○佐野構成員 私の認識は、今、先生が言われたのは③で「ペアレントトレーニング」を残して④で「家族再構築」を入れると。私は家族再構築支援の中にペアレントトレーニングというものが一つあるという認識なので、それを並べて書くのはちょっと違うかなと。

○新保座長 ③と④を並列して書くのは間違っていると。

○芹澤構成員 今お聞きしていて、ではないかなと私は思います。

○新保座長 そうすると、どう考えたらいいですか。

○芹澤構成員 だから、私は、ペアレントトレーニングをもう少し広い意味の「家族再構築支援」とかいう形に置きかえたほうがわかりやすいかなと思っていたのです。

○新保座長 最初に申し上げた③の「ペアレントトレーニング」という言葉を「家族再構築」に変える。

○芹澤構成員 そのほうが、広い意味で。ただ、おっしゃっているプログラムの内容をさらに特化したものでやるということであれば「ペアレントトレーニング」でいいと思うのですが、もっと大きな意味での目的という位置づけにするのであれば「家族再構築支援」というほうがいいのかなと思ったのです。

多分、私の認識は先ほど佐野委員にお話しいただいたように、家族再構築支援の中にペアレントトレーニングとか、そういうものが入ってくるのかなという。

○新保座長 そういうものというのはほかにどんなものが頭に浮かびますか。もしそういうものということで、ペアレントトレーニングを例示できるとするならば「家族再構築(ペアレントトレーニング)」とか例示をしていくということになると思いますけれども、そういう関係でよければの話ですが。

○芹澤構成員 養育技術とか、そういうものも全て入ってくると思うのです。

○新保座長 ちょっと意見交換をしていただいていたいいですか。

○坂本構成員 再構築支援はさまざまな試みですね。集団の部分もあったり、さまざまな試みがされていて、今、日本の中でこれだというようなもの、これでやっていきたいと思います。ということはなかなか言いづらいので、再構築支援のプログラムのペアレントトレーニン

グというのはもうほんの一つだとは思うのですね。

だから「再構築支援など」と書いてあれば、その中に入れ込むということはいいと思うのですけれども、そこを大きく捉えれば「再構築支援を理解する」ということになってもいいと思います。

○新保座長 そうすると「ペアレントトレーニング」のところを「家族再構築支援」という言葉に置きかえるでいいですか。

○佐野構成員 それでいいと思います。その内容を細かく示すとしたら、その中にペアレントトレーニングがあると思うのですね。再構築するまでのプロセスの中の一つとしてペアレントトレーニングも入っているということなので、これを一つ特別に出して明記するというように少し違和感があります。

○新保座長 わかりました。では、繰り返しになりますが、③は「ペアレントトレーニング」のところを「家族再構築支援」という言葉に置きかえる。

○芹澤構成員 もしあれでしたら、例えば「家族再構築支援（ペアレントトレーニングなど）の実際を理解する」という形ではいかがでしょうか。

○新保座長 括弧の中に「など」を入れるということですか。

○芹澤構成員 外でもいいのですが。

○新保座長 というのは、今の表現だと、家族再構築支援というのはペアレントトレーニングの別名ですよという表現になってしまう可能性がある。

○佐野構成員 再構築の中の1つですと。

○芹澤構成員 例示の1つですという位置づけ。ややこしいですか。

○佐野構成員 再構築を代表するものがペアレントトレーニングであれば「家族再構築支援（ペアレントトレーニング）」でいいと思うのですが、私の認識としては、プロセスに面接があったり、面会があったり、交流があって、試し外泊があります。そういったものの一つの中に保護者・養育者のペアレントトレーニングが位置づけられていますので、ここを明記する必要はないのではないのでしょうか。言葉を借りるとしたら「家族再構築支援の実際を理解する」でもいいですし。

○新保座長 わかりました。では「家族再構築支援の実際を理解する」でいいですか。「家族再構築などの保護者支援の実際を理解する」とどちらがいいですか。

○芹澤構成員 「支援」は入れていただいたほうがいいかもしれないですね。

○新保座長 では、今、言いますね。「家族再構築支援などの実際を理解する」と「実際」の前に「保護者支援」という言葉を入れますか。

もう一回、長いほうで言うと「家族再構築支援などの保護者支援の実際を理解する」でいいですか。

○芹澤構成員 「保護者支援」はなくていいと思います。

○新保座長 ここは「保護者支援」は要らない。では「家族再構築支援などの実際を理解する」でいいですか。「など」は要らないですか。

○佐野構成員 「など」は要らないのではないですか。

○新保座長 「家族再構築支援の実際を理解する」でいいですか。

では、繰り返します。「家族再構築支援の実際を理解する」と③を置きかえたいというのが我々の意見です。

意見交換できてよかったと思います。ありがとうございます。

ほかに何か気づいたところがありましたら、お願いします。

できれば、このカリキュラムと科目の内容については、きょう、決めたいなと思っています。

4ページはいいですか。

それから、前回、少し皆さんと意見交換させていただいた実習のところです。6ページの「4. 実習」のところ、科目名として「施設等演習」という表現があって、区分を「演習」とした上で時間数を120分、下でC案として書いてありますが、このあたりが前回の流れからいうと私たちで共通して提案できることかなと思いますが、いかがでしょうか。

A案は現場を見学するということ。B案は、実際に実践をしていただくということを含んでいるという案。C案は、映像で30分ぐらい見ていただいた上で支援者とのグループワークをしていただく。支援者とのグループワークというか、支援者と他の研修受講者を含めたグループワークをしていただくということだろうと思います。120分の演習科目で、この案でいうと、子どもたちとは実際には直接は触れない。これが私たちの案ということになります。

○芹澤構成員 よろしいですか。映像というところなのですが、私、ちょっと理解ができていない。映像というのは画像も含む。例えばどこかの施設長に来てもらって、パワーポイントとかで施設の写真を見せてもらいながら説明を受けるでもいいのかなと。ビデオでなくてもいいのかなと思ったのですが。

○新保座長 「映像（写真を含む）」というニュアンスで書いていただきたいということですね。

○芹澤構成員 特に「映像鑑賞等」と目的のところさらに入っているので、これはビデオでないとだめだという位置づけなのか、施設の紹介のパワーポイントとかを持ってきてもらって、いろいろな支援とか取り組みの内容を画像として見せてもらいながら説明を受けるでもいいのかなと思ったのですが、書き方はどうするかはちょっと。

○新保座長 画像のみでもオーケーとするかどうかというのが今の端的な御質問だと思いますけれども、そうすると、画像をパワーポイントで提示しながら説明を加えていくというやり方ですね。

一方は、もしやっていただくとするならば、坂本構成員のところでは映像を見ていただく感じですよ。

○坂本構成員 うちでしているというのは、うちに来ていただいてということですよ。この場所で子どもが育っているという感じを持っていただくということ。



○新保座長 まずはその場所にいることによって、それを感じていただく。

○坂本構成員 そうということが一つあります。

施設の中でする活動を理解する。映像ではありません。写真を見ていただいているのですね。施設というのか、子どもの村でも家の中は見てもらえませんが、家はこんな雰囲気ですとか、畳の部屋があるのだよとか、ここでこういうことをするのだとか、食卓が中心ですとか、何かそういうような家の中のありようがわかるような写真を見てもらっているということです。そして、子どもたちの姿は守秘義務をかけて写真で見てもらっています。

○新保座長 写真で見ていただく。

○坂本構成員 地域の方たちとこんなことをしていますというときに、子どもたちが余り真正面からは映らないようにしていますけれども、そういうのはちょっと雰囲気が見えませんので、知っている人はあの子だなとわかるぐらいのところは見てもらっているということです。

ですから、私は、子どもと直接遊んでいただいたり、食事をしていただいたり、そういうことはできませんが、こういうところで子どもたちは育つのだということを実感していただくためには、やはりその場にいるということはとても必要なもので、この実習はその施設に行ってくださいということは重要なことだと思います。

○新保座長 わかりました。

今のものを私なりに整理すると、施設だとかファミリーホームとかに行くかどうかという点においては、行くというほうに御賛成だということですね。

○坂本構成員 そうです。

○新保座長 もう一つ別の考え方とすると、どこかの研修施設、研修する場所で映像を見る。つまり施設やファミリーホームなどに行かないということ。だけれども、②の活動の理解をするときにも、その場所に行ったほうが理解しやすいのではないかという御指摘。

○坂本構成員 支援者もその支援者の方で。

○新保座長 やっていただくという御指摘ですね。

○坂本構成員 そうです。

○新保座長 別の考え方とすると、これも映像で見ていただいて、研修施設など施設とは別のところでやるということがあろう。3点目として、子どもの写真を見ていただくということが必要ではないか。

○坂本構成員 難しいですね。

○新保座長 つまり、子どものことについてもう少し身近に感じとっていただく。こういう雰囲気をしているのだよということを感じ取っていただくということ。

大きく論点を3つにすると、場所、そこに行くかどうか。

2点目として、映像で活動の内容をその場所というところで感じ取っていただきながら、やるかどうか。

次に、子どもの写真というものをどう考えるのか。

このあたりについて、意見交換いただけないでしょうか。多分この科目の内容にとってはとても大事な意味を持つと思いますので。

○坂本構成員 意見交換する方々ですね。

○新保座長 人もそうですね。方々ですね。それもどこかの施設長だとか、どこかの主任さんでいいのではなくて、その施設で働いていらっしゃる方が説明をし、その施設とか里親家庭などで活動をされている方との間でグループワークをやっていただく。これが大事だという御指摘だということですね。

いかがですか。これは、あるべき姿と現実としてここまでしかできないのではないかの間のどこで私たちが整理をするのかという話なのだろうと思います。

あるべき論からいえば、その場所に行って、その場所の職員がいて、もう少し言えば子どもたちと現実にかかわったほうがいいという意見があるけれども、どうやら子どもたちと直接かかわるのはやめておいたほうがいいぞというのが今の御意見ですね。

だけれども、場所に行くこととか、活動を深く理解していただくとか、子どもの写真を見るとか、誰がグループワークをやるかという、その施設で働いていらっしゃる、その場で働いていらっしゃる、かかわっていらっしゃる方との間に限定をするということ。

○芹澤構成員 その人というのは、見学に行った施設のということですね。

○新保座長 そうですね。

○芹澤構成員 そうではなくて、どこかほかのところの施設の職員でもいいのか。というのは、見学には施設に行けるけれども、多分、演習は施設では難しいですよ。私、見学も行って見られたら、それは同じ映像を見て同じ話を聞くのでも、やはり施設で実際に建物とかを見ながら聞くのと他の会場でやるのでは受けるイメージが全然違うし、時間的に可能であれば行くのがやはり一番いいだろうなと思います。

ただ、トータルで時間的にこれでは30分で大体その映像による理解をして、90分の演習というような形でしているわけですが、施設見学に行って30分というわけで、最低1時間、普通は見学まで入れると1時間半ですが、話を1時間と見学というような形ぐらいで組み合わせないと、なかなか終わらないのかなと。トータルがちょっと延びる。

ただ、60分の演習というのは、本当は最低90～120分ないと演習はやはり成り立たないと思いますので、その辺の組み立て次第かなと思うのです。

ごめんなさい。本来の演習をする職員と、施設見学に行ったところの施設の職員でイコールでなくても、同じような施設の職員がするというのであれば私はいいいのかなと思うのです。

○新保座長 そうすると、幾つかの論点があったけれども、そのうち誰が講師になるかという点においては、当該施設でなくても構わないのではないかと。少し幅広くしたほうがいいのではないかと御意見ですね。

○佐野構成員 私は、施設に実際に行くとなると、この時間は短いと思っています。A案、

B案、C案といった中でC案になったことの一つに、この社会的養護専門コースを受けられる方の人数であるとか意識の度合いだとかということによって、施設側への負担だとか、受ける側の意識の幅によっても違うということなのでこのC案がここで決まったということであれば、映像というものも自治体によってそれぞれという差が出てしまうなどというのは心配をしているところです。

施設の紹介があるパワーポイント等でもいいと思うのですが、例えば社会的養護というものを理解するためのものは厚労省のほうとかで何かあるのでしょうか。児童養護施設でもいいですし、そういった施設等の映像みたいなものがあれば一番いいのかなと。それをまずは30分なり全国的に同じようなものを見て、自治体のどこかの施設の職員が説明をし、それについて演習・話し合いをするというようなイメージだと余り差ができないのかなと思います。イメージでいうと自動車免許の講習のビデオのようなものがあれば一番いいとは思いますが、それでなくても何かこういうのがありますよというのがもしあれば。どうでしょうか。

○新保座長 ちょっといいですか。今のお話でいうと、場所は施設ではなくてもいいということですね。

○佐野構成員 はい。そうですね。

○新保座長 どこか別の研修所でいいと。

○佐野構成員 はい。そう思っています。

○新保座長 グループワークをする人は誰がいいかという、その施設の人ではなくて幅広くどこかの施設の人でもいいし、場合によれば大学の先生などでもいいかもしれないという、そんなことがある。つまりグループワークの主催者というか、グループワーカーは当該施設の人に限定されないでよろしいですね。

○佐野構成員 はい。

○新保座長 子どもの写真は具体的には見せない。映像に映っている子はまた別だけれども、どこかの施設の子どもの写真は見せない。どこかの施設に行ってその空気感、その施設の雰囲気を感じてくるということは今回の研修には含まない。そういうニュアンスということですね。

○佐野構成員 はい。まずは本当に社会的養護の入り口という捉え方です。

○新保座長 をすることですね。ありがとうございます。

30分ぐらいの映像番組、今回の趣旨からいうと、ファミリーホームとか小規模のところを中心にしたものがもしあれば、全国的に共通して見ることができると、あの映像を見たねとお互いに話せておもしろいかもしれないですね。もし何かあれば。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 現在、研修用に妥当なものが一律にこれですというのがあるわけではないのですが、これまでに、取材を受けて放映されたものとか、紹介のために自主的につくっておられるものとかはあるかもしれないのですが、ただ、今これがすぐ使えますと、共通項となる映像資料がありますというわけではないです。今後、

どういう内容にしていくかというところで検討する必要はあるのかなと思います。

○新保座長 見ていただくからには、30分の映像はしっかりとした内容のものを用意する必要がありますね。とても大事なものになりそうですから。

そうなると、場所に行くということについて、ここが大事な分かれ道だと思うので、どのあたりまでお互いに妥協できるのかというか、今回の目的からいってどの範囲なのかということについて、もう少しざっくりばらんに意見交換したいと思います。

○芹澤構成員 多分、受講される方も、時間があつたら施設を見たいという思いは実際にはすごくあると思うのですよ。ただ、本当に私、わからないけれども、トータルの時間数がさらにふえていくし、施設へ行くとなつたら、当然、それだけまた移動時間、まとめてできなければ別個の日を定めて、それだけのための半日なりをつくっていかないと受講できないという形になってきますよね。そのあたりを全体のバランスという中でどう判断されるかということだとは思っています。多分、受講される方も施設を見たいと思っておられるだろうし、見られたほうがイメージとしては実際に湧くのも実際かなと。ただ、本当に時間的なものとの調整かなと私は思います。

○新保座長 時間との関係ね。

○芹澤構成員 はい。全体のバランスというか、時間とのあれで。

○新保座長 どうしても譲れない範囲がどのあたりなのか、坂本構成員、先ほど言ったのが全部そうであるかどうか。

○坂本構成員 いいえ。やはりいかんせん入り口という、それと限界というのがありますので、ただ、映像による部分というのを、全国統一のものをつくるということに関してはちょっと疑問を持ちます。やはり地域性があつてその地域の状況を理解するというのも必要なことなので、現場に行つて講堂みたいなところにみんなで集まつて、ちょっと見てねみたい感じで、それに施設の方か、またはそれ以外の施設の方とかが来ていただいて一緒にグループワークをするぐらいのところかなと思ったのです。

○新保座長 ということは、映像についてはそれぞれの講師が選択をするということでしょうか。

○坂本構成員 そうですね。

○新保座長 ですけども、講師がうまくいいのがないなと思ったときのために、国が1つ用意しておいてくれるとありがたいというのが先ほどの御意見ですね。

場所についても、今の御意見をお伺いしていると、施設、つまり坂本構成員の場所に行つたほうがいだろうというのがまずあると。それは多分、皆さん共通していると思いますが、望ましいのはそうだけれども、そうではないところがあつてもしょうがないかなというあたりですかね。

○坂本構成員 そうですね。

○新保座長 ということは、ミニマムは場所は規定しないと。だから、研修施設でやっても構わないし、施設でもやっても構わない。望ましい場所でやってください。だけれども、

決まり事とすると、30分で映像や写真などで理解するための努力をしていただいて、その後、グループワークをやっていただく。ここまで決めると。その範囲でよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○新保座長 そうすると、C案の1科目2時間(120分)というイメージになります。入り口ということですね。

今の話からいうと、この場所の中で、もしファミリーホームがうちに来てやってもいいですよという話になれば、そこでもできるという話になりますね。

どうぞ、お願いします。

○坂本構成員 ファミリーホームはそんなに大きいところはありませんので、この研修を受ける人たちが、15人は多いと思いますね、10人以下の構成で始まったりするならば、ファミリーホームもありかもわかりませんね。

○新保座長 人数との関係で考えましょうということですね。

○坂本構成員 それと、やはりファミリーホームの養育支援者を望んでおられるか。望んでいるというよりも、先ほど言われたように、ファミリーホームのための研修というのはこの制度の大きな目的でもありますので、その分の目的を果たすためにはファミリーホームの研修をなるべくやっていくということ、多くするということが重要で、希望しておられる方だけを抽出してファミリーホームで研修ということはあると思うのです。

○新保座長 優先的にそれをすると。

○坂本構成員 そうです、優先的に。人数が少ないですから。

○新保座長 それは少なくともガイドラインには書いておきたいですね。

○坂本構成員 そうですね。そういうような書き方で書いておくということはできるかもわかりません。

○新保座長 ガイドラインには書いておく必要がありそうですね。

○坂本構成員 というのは、ファミリーホームのヒアリングをしていただきましたときに、ファミリーホームのほうからも、そういうことが提供。

○新保座長 先ほど確認したら、あったみたいですね。

○坂本構成員 ただ、おっしゃいましたように、数を初めとした地域差がまだとても大きい分野ですので、やはりできるところからでもそうしてみても、実績をつくりながら本当によいファミリーホーム養育の質を高めるという目的に沿うような研修になるといいなと思います。

○新保座長 そうですね。ありがとうございます。

○芹澤構成員 よろしいですか。

○新保座長 お願いします。

○芹澤構成員 今お話をお伺いして、この資格をとる人が社会的養護のどの施設に行きたいのかなという思いが本来あって受講されたのであれば、ベストなのは、例えば乳児

院に行きたい方とか、児童養護に行きたいだとか、ファミリーホームに行きたいだとか、自分の行きたい施設をチョイスして行けるとするのが本来はベストなのかなと。

可能であればこの30分をまとめてやるというのも一つの方法ですし、可能な人とか希望される方は、その授業を実施する施設と調整は必要になると思うのですが、希望を聞いて希望施設に対しての見学の日程調整をして、それを見学されることでその授業にかえることができるとか、何かそういうような形の弾力的な運用が、新保先生がおっしゃったみたいに、どちらでもいいのですねというような形で、逆に言えばもっと丁寧に、ファミリーホームの支援者に対してファミリーホーム、児童養護とか母子とか、いろいろなところを選んで行けるような形の施設見学もなおよろしいというような形の出し方にできれば一番ベストなのかなと思うのです。

○新保座長 映像のかわりに施設見学をするということも許容すると。

○芹澤構成員 はい。例えばという形で、30分の映像のかわりに施設見学という形をとってもいいと。

○新保座長 例えば、施設見学1日ということでももちろんいいだろうと。

○芹澤構成員 もちろんそれでもいいと思います。

○新保座長 お互いが了解できればいいということですね。

○芹澤構成員 はい。もし最低ラインを決めて、都道府県とかの範疇で調整可能であれば、それがベストなのかなと、実施主体の。

○新保座長 ありがとうございます。

次に、グループワークの中身について、どんなことをイメージされていますか。

○芹澤構成員 私が思っていたのは、特に社会的養護の中ではさまざまな場면을体験すると思うのですよね。特に虐待とかDVの中で生活してきた子どもが一番多いのは、暴力を振るったりとか、あるいは愛着が不安定な子はべたべたくっついてきたりとか、その子が突然ばーんとその関係を切ったりとか、あるいは勝負というか、トランプとかちょっとしたゲームでもすごく勝ちにこだわるとか、さまざまな場面があると思うのです。

養護の大きく中心になってしまうのは幼児さんぐらいから上になってしまうかもしれませんが、そういう子どもに対しての対応の方法みたいなものというのはきちんと学んでおかれたほうがいいのかかなと。実際に行ったらこんなことがありますよみたいなものは体験されて行かれたほうがいいのかかなとは思っています。

○新保座長 体験するというのは、グループワークの中で体験すると。

○芹澤構成員 はい。知識としてしっかり持って体験していくということが。

○新保座長 つまりグループワークの場面で、その課題がさまざまな場面として何か描かれる、もしくは何か提示されることになりますよね。そのさまざまな場面というものを映像によって見た上でグループワークに入る。これが基本形だと考えていいですか。ということは、映像に映し出されるもの、もしくは施設見学に行つてそこで見聞きしたものの、そのことがグループワークの課題になる。

- 芹澤構成員 私は、映像でなくても、ロールプレイみたいな形でもいいかなと思います。
- 新保座長 ロールプレイをする。ということは、映像とグループワークとの関係をどう位置づけますか。
- 芹澤構成員 映像は施設の理解のところですよ。施設見学に置きかえて。
- 新保座長 そういうイメージですか。
- 芹澤構成員 はい。そういうイメージだったのです。
- 新保座長 皆さん、そうなのですか。
- 佐野構成員 私はそう思っています。
- 新保座長 映像というのは、子どもと職員とが接している場面とか、家族面接を行っている場面とかではないのですね。
- 芹澤構成員 ではないです。もっと具体的なほうがいいかなと思ったのです。
- 新保座長 具体的というと。
- 芹澤構成員 だから、ロールプレイみたいな感じで。
- 坂本構成員 日々の生活みたいな。
- 芹澤構成員 そう。例えば、子どもからこんなことでこんな対応をしているときに、では、あなたはどうかというのを実際に。
- 新保座長 今の話はグループワークの内容ですね。
- 芹澤構成員 グループワーク、演習のところですね。
- 新保座長 グループワークの演習は多分そうなりますよね。そのことと映像とはどういう関係になるのか。
- 佐野構成員 映像は本当に施設の紹介というか。
- 新保座長 施設紹介なのですね。
- 佐野構成員 はい。地域の方たちというのは全く知らないと思うのですね。地域にあっても、聞いたことはあっても全くイメージが湧かないというので、こんな子どもたちがこういう人数で、こんな職員構成でこのように生活していますという、本当に施設紹介中心の映像だと思っています。それは児童養護でなくても、いろいろな施設がありますよということでもいいと思います。
- 新保座長 その場合には、施設紹介というのはいろいろな施設をみんな紹介するイメージですか。
- 佐野構成員 済みません、具体的なイメージは、私はつい児童養護になってしまうものですから。
- 芹澤構成員 私が一番いいと思うのは、本人が知りたいと思っている施設を選んでいけたら一番いいかと先ほどこちよっと思った。
- 新保座長 選んでいけたら一番いいのはわかりますね。選ぶことができないからここにいる人もいるのかな。そうすると、基本形は何なのかということを見ると、社会的養護の施設やファミリーホームなども全部見ていただくという形にするのか、それともファミ

リーホームだったらファミリーホームだけ見ていただく。

だから、芹澤構成員がおっしゃるように、ファミリーホームに行きたいともう決めていたらその映像だけを見ていただく。それを私たちは許容する。つまり社会的養護全部ではなくて、ある部分について映像を見ていただいて、ある部分にかかわることだけのグループワークをやると、社会的養護の子育て支援専門員として認定するという考え方をとる。

○芹澤構成員 全てを知ろうとしたら、それこそ情緒障害児短期治療施設から、児童自立支援施設から、里親さんから、グループホームから全部となると、施設の種類だけでも多分6～7ぐらいありますよね。

○新保座長 とても多いですね。だから、どこか1つをやることによって、社会的養護分野の子育て専門研修を終えたことになる。例えば、その方が最初はファミリーホームに行きたいと言うから、ファミリーホームの映像を見てファミリーホームにかかわるグループワークをやった。だけれども、途中で気持ちが変わって児童養護施設で補助職員として働きたくなった。それも社会的養護専門研修の修了者として認める。これは当然、認められてしかるべきだろうということですね。

○芹澤構成員 わからないのですが、演習部分については、里親さんもファミリーホームも児童養護も、場合によっては母子生活支援施設も、よく似たような状況の演習はできるのではないかなと思うのです。

○新保座長 例えば、どんなことをイメージしますか。

○芹澤構成員 先ほど言いましたように、やはりそういうところに来ている子というのは、親子関係がうまくいっていないとか、虐待であったりとか、DVであったりとかという影響が子どもに実際にどのように出るのかとか、そういう中から施設に来た子、里親さんに来た子がどういうことを起こす可能性があるのかということ演習で体験しておくということが、実際にそこに入ったときに自分が体験する可能性のあることをしっかり演習で事前に疑似的に体験し、それに対しての対処方法を完全ではなくても体験しておくというようなことなのかなと思ったのです。

○新保座長 どうぞ。

○坂本構成員 入り口ということですので、やはり社会的養護の基本的なところを本当に実際にある部分、今までの講義の中でも、そういう場面を見せてくださったりするような講義だとまだいいのだろうと思うのですが、ただ、ずるずるという講義だけだと、子どもたちの日常性のイメージが湧かないわけですが、やはり大きなメニューとしては乳児院、児童養護施設、里親さんがあると思うので、そのメニューの代表的な映像みたいなものを見ていただくということ。

児童養護施設だったら、やはり施設全体の外観とか、グループホームでもいいですが、子どもたちが一緒に食事をしていたり、学校で勉強していたりとか、そういうようなものが真正面からではない形で、生活として映像を見せていただくみたいな感じのものですね。一緒に遊んでいたりと、クリスマス会とか、そういうのもいいと思うのですけれど



も、そういう行事みたいなものも映像でちょっと見せていただいたりする。

演習というのは、では、どういうことを問題にして演習するかと言われても、今おっしゃったように、たくさんの方がいるので、もし演習ですとすれば、職員の方々がうれしかったこと、難しいと思ったこと、悲しいこと、苦労だと思うことみたいなことをお話しくださったりして、どう対応するかというよりも、ちょっと意見が違うのですけれども、そういうものを感じ取っていただくというところ。そして、できれば、その中でやはりやりがいがあるということ、ぜひこの分野でやってほしいですというメッセージを伝えていただくような演習がいいのではないかなという気がします。

○新保座長 先ほどの演習はどうやら専門職員のもんですね。

○芹澤構成員 そうですね。確かに入り口ということを見ると、おっしゃるとおりのほうが取つきがいいかもしれないですね。

○新保座長 今回の演習というのは、そのイメージのほうが近いかもしれませんね。

○坂本構成員 やはり雇用数が少ないから、理解していただく、困難なこともあるけれども、本当にやりがいがありますと、ぜひお仲間に入りましょうみたいなお話をしてくださることがいいのではないかなと思います。

○新保座長 どうぞ。

○佐野構成員 先ほど新保先生のほうから、施設の映像をどこか一つ児童養護だけに特定するのか、全体なのかというお話で、そうすると、私のイメージとしてはどうしても児童養護施設、乳児院等があって、実の親の事情の中に母子支援施設であるとか、また、児童虐待の延長線上に情緒障害の施設があるとかということを見ると、やはり一番の根幹というか、児童養護を理解してもらい、そこからまたほかの勉強をすることによって、ほかの施設にも興味が湧いたり、ほかの援助をしていこうという思いに変わっていったりということを考えれば、映像は児童養護中心でもいいのかなと思いました。

私がもし研修を企画する側だとしたら、児童養護の映像を持って、施設の先生から1日の流れ等の話を聞きます。朝はこんなふうに音楽が流れてみんなで起きます。給食のようにお盆を持って並んで朝食をみんなでいただきます。そして、学校にみんなが集団で登校しますというような一連の流れを話してもらった中で、グループに分かれて、生活の中で家庭と違うということに気がつくであるとか、けんかが起こってもなかなか1対1の対応ができないとか、パニックを起こす子どもがいるだとかということを1日の流れの中で先生のお話の中からもみ取って、グループに分かれてそれぞれがその中から何か問題意識を持ったものを話し合ってもらい。それは統一したものではなくてもいいのかなと。最後にそれぞれのグループが発表し合うというような、そんなイメージを持ちます。

○新保座長 基本形は児童養護施設。

○佐野構成員 はい。

○新保座長 しかも小舎制ではなくて大舎制のイメージ。

○佐野構成 今、社会的養護というとなっているのではないかなと思うのですね。そこ

から小舎制であるとかファミリーホーム、家庭的養護、里親に移行していこうということを考えているのであれば、現状はこうだということではないか。

済みません、逆に言うと、私自身、それしかイメージを持っていないというのがあります。

○新保座長 私自身は、やるのだったら小舎制かファミリーホームをベースにして、基本をそこにした上で、里親との関係とかに触れるようなビデオのほうがいいかなというイメージは持ちます。基本をどこに置くかと問われれば、そこかなという気がします。

どうぞ。

○芹澤構成員 もう一つ大きなところなのですが「グループワーク」という言葉はおかしいかなと。これは演習ですよ。

○新保座長 演習です。

○芹澤構成員 最初のところの科目名は「演習」にしているのだけれども、後の内容と目的のところは「演習」に置きかえていただく。

○新保座長 「グループワーク」を「演習」にしてください。

○芹澤構成員 演習ですよ。グループワークではないですよ。

○新保座長 いいですか。これはいいですよ。

もう一つ、言葉ですけれども「映像鑑賞」とあるのです。これは「視聴」でいいですね。「鑑賞」というと、とても楽しみでやるみたいな気がする。ただ語感の話です。

いいですか。

○芹澤構成員 ここに映像または見学という形とかに。

○新保座長 または見学。

○芹澤構成員 「見学・映像」と、先ほど言ったように、どちらでもいいよという形で。

○新保座長 映像。

○芹澤構成員 映像がいいのか。先ほどちょっと見ていたら、映像というのは画像も含むのです。ちょっと私、何か映画をイメージしてしまったのですが。

○坂本構成員 垣根は低いほうがいいですよ。難しくないようにしないと。

○芹澤構成員 本来は、先ほど言ったように、施設へ行けたら行ったほうがいいし。

○坂本構成員 実を言うと、私は場所を移すだけでいいぐらいの気持ちなのです。その雰囲気にいるということ。でも、グループホームとファミリーホームを中心にするということであれば、場所が狭いですからちょっと難しくなってきますので、入れるとすればせいぜい10人ぐらいですから、そこもちょっと考えたほうがいいかなと思います。

○新保座長 まず、決められるのは、演習科目以外のところはおおむねよろしいですね。

(「はい」と声あり)

○新保座長 演習科目の時間について、2時間(120分)、映像によるものと演習によるもので30分、まず、この枠組みについてはよろしいと。ここまではいいですね。

(「はい」と声あり)

○新保座長 その中身については、多分これからガイドラインを記載するというところにおいて、今、まさにとても大事なところだと思うのですが、そのことについて触れなければいけないかなと思いますので、ガイドラインのほうにそちらのほうは回しましょうか。

○芹澤構成員 いいですか、済みません。多分、時間も先生はお急ぎだと思うのですが、そのほかのところでも言われたので、気になる点が1点だけあるのでよろしいですか。

○新保座長 お願いします。

○芹澤構成員 5ページの「(8) 緊急時の対応」の「③配慮を要する対応について」の目的が「食物アレルギー等の対応について理解する」になってしまっているのですが、私は多分ここはDV加害者あるいは危険度の高い親ですね、虐待で場合によったら子どもを隠しているというような場合がたくさんありますので、そういう危機管理、配慮が一番大事なのかなと思うのですが、この食物アレルギー等についてはどうなのでしょう。本体の基礎のほうでされていないのでしょうか。

○新保座長 この資料を見せていただく限り、⑤で「加害者対応について」と書いてあって、その下の黄色いところの最後の段に「DV加害者や虐待加害者」というのがあるので、おっしゃる意味はこの⑤に入る。

○芹澤構成員 そうですね。そういうことなのですが、食物アレルギーが全体のほうでないのかなというのが気になったのです。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 緊急時の対応につきましては、本体のほうの基本研修から消えまして、専門研修で実施することになっております。

○芹澤構成員 消えたのですか。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 というのは、社会的養護は引き続き幅広なのですけれども、保育の関係では対象となる年齢が違って、保育だったり、放課後児童クラブだったり対象となる子どもさんが違うので、その対象となる子どもに合った内容で学ぶべきというような御意見で専門研修に託されたものですから、そこで最低限の食物アレルギーのこともということで掲載している形になります。御指摘の点は、前回の御意見を踏まえて加害者対応として⑤のほうに入れさせていただく形に変えております。

○芹澤構成員 わかりました。配慮に対する対応の「食物アレルギー等」というのが、現場というか母子生活支援施設にいとすごく何か違和感があって、もっと配慮を要することは実際にはいっぱいあるのになというところがちょっと気になったのです。

○新保座長 内容の③と目的の③は必ずしもリンクはしていないのだろうとは思いますが。

○芹澤構成員 なるほど。

○新保座長 そういう印象を与えるということですね。ということは、書き方について少し配慮が必要なかもしれないので、それは配慮しましょうか。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 あくまで補助的職員ですので、本当に配慮すべき対応については職員の方が配慮する中で、日常的にずっと食べさせてしまって危険だということもあると思いますので。

○芹澤構成員 それはすごく大事だと思います。ただ、それが全体にないのかと思ったのですが、消えたということだったので。済みません。

○新保座長 どうぞ、お願いします。

○佐野構成員 ⑤の「加害者対応」という言葉がすごく強くて、緊急時の対応、アレルギーと並べるところに「加害者対応」というのがぽんと出てきて、ぱっとわかりにくいですね。なので、連れ戻し等への対応とか、具体的な。

○新保座長 「連れ戻し等への対応について」に変えると。

○佐野構成員 補助職員ですし、加害者に直接対応ということはないと思うのですね。なので、この「加害者対応」ということがすごく強い気がします。

○新保座長 そうすると「加害者対応」のところは「連れ戻し等への対応について」にすると。

○坂本構成員 多分、対応というよりはそういうことがあるということ、そして、そういうときに組織の中の1人としてどうするのかというようなことのほうが大事ではないか。それが対応かもしれませんけれども、そういう気がします。

○新保座長 そうすると「連れ戻し等について理解する」ということですか。現状を理解すると。

○坂本構成員 済みません。

○新保座長 何かそちらの印象で「理解を深める」になってしまう。

○芹澤構成員 連れ戻す前に追跡なのかなと。DVとかはそうだし、子どもの居場所を隠している場合に、まずは連れ戻すぞというのではなくて、追跡、探してくるということ。例えば、それは電話だったり、近くへの聞き込みだったり、興信所を使ったり、いろいろな方法でまず探してくるかということのほうが、これは虐待の場合も、子どもがどこの施設にいるのかというのを探してくるということが先なのかなと。もちろん目的は連れ戻しだったりとかということなのですけれども、どこにどう書くか。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 御意見をいただいたので載せますということで書きましたが「③配慮を要する対応について」、ここでは食物アレルギーを例示に挙げましたが、もう少し抽象的な書き方にして、具体的な内容として、例えば食物アレルギーの対応であったり、あるいは探しにきていて、保護しているのでそれを探されては困るというような追跡あるいは連れ戻しに対する対応であったりということがそこに含まれるのですということをガイドラインのほうに記載するような形の整理にさせていただくというのではいかがでしょうか。

○芹澤構成員 私はそれでいいです。

あと申し上げたいのは、少し前までは不審者も結構すごく問題になって、不審者対応というのも結構施設とかは。それが夫なのかどうか分からない場合が結構多いですから、不審者対応みたいな感じでやっていました。

○新保座長 不審者への対応。列挙し始めるとどんどん出てきそうですね。

○芹澤構成員 どんどん出てきます。どこまでするかは難しいですが。

○新保座長 では、そのあたりはガイドラインに含めるということで、書くかどうかも含めて検討を続けましょう。

今日のところは、この資料3の科目と内容について、微修正が必要になるかもしれませんが、座長代理と私のところで整理をお任せいただいでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○新保座長 そのようにさせていただきます。

もう一回あるようですので、そのときには主としてガイドライン、きょう、私に与えられた役割の中にガイドラインまでやってくださいと言われていたのですが、今回、とても私にはさばき切れなくてそれが残ってしまいました。次回、ガイドラインなどを含めてやらせていただきたいと思います。

きょうのところは、資料3の科目・内容の見直しについて合意を見たということで、先に進めさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。ごめんなさい。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 予定しておりましたところなので、資料の説明だけはさせていただきます。

資料4ですけれども、ガイドラインということで全体のイメージになっております。ただ「基本的考え方」の四角の中に赤字で示しましたように、ガイドラインというのは子育て支援員研修制度全体のガイドラインとなりますので、外枠の部分につきましては本体等を含めて全体の検討となります。

ちょっと先走ってイメージとして書いてしまったのですけれども、参考になりますのが、参考資料1の現在の子育て支援制度全体の整理として、本体の検討会のほうでまとめられているものの中にそういう要素が書かれております。全体を含めまして検討が進んだ上でガイドラインという形にまとまっていくものと思われま。

一応、資料として全部載せていますけれども、このワーキングチームで主として検討していく内容としましては、今、御検討いただきましたように、科目・内容として挙げる部分と、詳細にここの科目・内容で示している内容が具体的にはどのようなことを学ぶべきなのかということについて御検討いただき、その議論を踏まえて全体のガイドラインとしていきたいと考えております。

こちらで活用方策についてもガイドラインという形で載せているのですが、全体のバランスを考えましたときに、ガイドラインの中に活用方策まで全部含めてしまうのかどうかというのは改めて検討させていただきます。社会的養護コースにつきましては、何らかの形で活用策を示していく必要があると思っておりますので、あらわし方はガイドラインになるか別の形になるか検討させていただきます。何らかの形であらわしたいと思っております。これまでいただきました活用策をできるだけわかりやすい形にまとめていきたいと思っております。それが一つ、今日、お伝えしておきたかったところです。

もう一つ、資料5というものをつくってみました。

本日の御検討にもありましたが、まず、参考にしましたのが地域保育コースの考え方です。地域保育コースは、子育て支援員研修の基本研修に加えまして専門研修自体が2段階になっています。専門研修の中の基本研修と、想定される各業務先がありますので、勤めの業務内容に合わせた専門コースをつけ加えて3段階という想定をして検討されています。

それを参考に、こちらのほうでは子育て支援員の社会的養護コースの専門研修部分を検討しておりますけれども、今、既存の研修としましては養育里親研修というものが規定されておりますので、例えばそれを3段階目として考えた場合に、自治体の判断により免除されるカリキュラムができるのではないかなという考え方をしてはどうかということで、考え方の道筋として積み上げてみました。

それでいいですよと、先ほどの実習先ですね、望まれるコースで実習を考えてはどうかというところ、3段階目の何らかの形の出口ということが今後できた場合には、改めて実習を行う、そういう形も考えられるのではないかと。既存の研修があるわけではないので、今は「〇〇研修」ですとか「□□研修」ですとかという形で枠組みとして例示しただけなのですけども、こういう考え方でより専門性を少しずつ高めていくような仕組みとして考えていくことができるのではないかとということで資料5をつくってみました。以上です。

○新保座長 本当はここまで議論をしたかったのだろうと思いますが、きょうはとても大事な議論ができたと思います。ありがとうございました。

では、次回の日程などについて、お話しさせていただいてよろしいでしょうか。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 想定しております検討では次回を最終回と思っております。次回は、12月15日、午前10時からを予定しております。

会場はこの建物内のどこかになると思うのですが、決定しておりませんので、確定次第お知らせさせていただきたいと思っております。

御欠席の構成員の方もいらっしゃいますので、11月末をめどに御意見をいただくような形にしたいと思っておりますので、それを踏まえて座長、座長代理を含めまして、カリキュラムに関しましては、一定まとめていただけたらと思っております。

○新保座長 そうすると、今日、いただいた御意見について、さらなる御意見があった場合には11月末までに文書で専門官のところに御提出くださいということのようです。それを整理していただけるということのようです。

何かこれだけは、ということはありませんか。

○坂本構成員 2時間で済むのですかね。

○新保座長 12月15日。

○坂本構成員 ちょっと延ばして12時半とか、私も10時前に来るのは難しいので。

○新保座長 2時間半ぐらい。

○坂本構成員 ええ、2時間で大丈夫ですかね。ちょっとうまくやればいいですかね。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 できましたら。

○新保座長 2時間で。

○坂本構成員 2時間で。

○新保座長 では、15日、10～12時ということで、最終回ということのようです。

きょうは貴重な御意見を本当にありがとうございました。それぞれ少し見方が違うところがおもしろいし、とても大事なところなのだろうなと思いながら参加させていただきました。ありがとうございました。